

**たつの市中心市街地複合施設整備事業アドバイザー業務等委託に関する  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

小宅公民館は長年にわたり生涯学習や市民活動の拠点として利用されてきたが、築40年以上が経過し、老朽化による施設機能の低下が顕在化している。また、利用者に比べて駐車場が少ないなど、利便性の面でも課題が生じている。こうした状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討するとともに、中心市街地の活性化にも寄与する方向性を示すため、令和7年度に中心市街地複合施設基本構想（以下「基本構想」という。）を策定した。基本構想では、JR本竜野駅西側の産業振興センター敷地において、目指す姿を「たくさんの人々が集い、にぎわいが広がる施設」とした地域交流センターや子ども活動広場を主とした公共施設と民間商業店舗の複合施設を新築する中心市街地複合施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施することとしている。

また、事業手法については民間のノウハウを活用し効率的かつ効果的に事業を進めるため、設計・施工を一体的に民間事業者を実施させるデザインビルド方式（以下「DB方式」という。）を採用し、より質の高い施設整備を実現することを目指している。

この要領は、DB方式で整備事業を実施する民間事業者の選定、契約までに必要となる各種支援業務について、確かな実績とノウハウを持つ専門家と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものである。

**2 業務概要**

- (1) 業務名 たつの市中心市街地複合施設整備事業アドバイザー業務等委託
- (2) 履行場所 たつの市龍野町堂本地内外
- (3) 業務内容 別紙「たつの市中心市街地複合施設整備事業アドバイザー業務等委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和10年9月30日まで  
なお、履行期間内に整備事業に係る選定事業者との契約締結に至らない場合は、履行期間を延長することがある。ただし、履行期間を延長した場合であっても、委託料は変更しない。

**3 見積限度額**

見積の限度額（消費税及び地方税相当額分を含む。）は、次のとおりとする。なお、提案に際しては、当該上限額の範囲内で提案額を提示するものとする。

令和8年度	24,000,000円
令和9年度・10年度	43,000,000円
総額	67,000,000円

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案書の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

#### 4 選定方法及び契約方法

本プロポーザルは、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する民間事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。

また、受託候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

##### (1) 登録要件

- ア たつの市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に1年以上継続して登録を有していること。
- イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における「都市計画及び地方計画部門」の登録を有していること。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を有していること。

##### (2) 実績要件

平成23年4月以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人）が発注した延床3,000㎡以上の公共施設建設にかかる次のア及びイの業務のいずれにも元請けとして完了した実績を有していること。

- ア 基本計画の策定又は基本設計の業務
- イ 事業者選定アドバイザー業務（PFI、DB、DBO方式に限る。）

##### (3) 配置する技術者等の資格要件

配置する各技術者は、それぞれ次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、管理技術者及び主任技術者以外にも、その者の指示により適切に業務を遂行できる担当技術者を必要数配置すること。

##### ア 管理技術者 1名

(ア) 事業者選定アドバイザー業務の十分な実務経験を有していること。

※（2）実績要件と同種業務の管理技術者として担当したものに限る。

(イ) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく総合技術監理部門「建設一都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」として登録されている技術士（以下「技術士」という。）の資格を有していること。

- (ウ) 一級建築士の資格を有していること。
- (エ) 基本計画策定支援業務、都市再生整備計画策定支援業務及び事業者選定アドバイザー業務の全てを統括するもの。

イ 各業務の主任技術者 各1名

- (ア) 主任技術者は、上記(3)ア(エ)それぞれに配置すること。ただし、同一人物が兼ねることができるものとする。

(イ) 各業務の主任技術者は、技術士若しくは一級建築士資格を有していること。

(4) その他

ア 公告日から開札日までの間、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者

## 6 参加表明の手続等

(1) 担当部署

たつの市教育委員会事務局 教育事業部社会教育課

〒671-4192 たつの市龍野町富永1005番地1

電話 0791-64-3180 (直通)

E-mail [shakaikyoiku@city.tatsno.lg.jp](mailto:shakaikyoiku@city.tatsno.lg.jp)

(2) 選考スケジュール

実施内容	実施期間等
実施要領等の公表	令和8年4月14日(火)
質問書の受付期間	令和8年4月14日(火) から 令和8年4月23日(木) 午後5時まで
質問書に対する回答日	令和8年4月28日(火)
参加表明書の受付期間	令和8年4月14日(火) から 令和8年4月30日(木) 午後5時まで
参加資格確認通知(1次審査)	令和8年5月8日(金)
企画提案書の受付期間	令和8年5月12日(火) から 令和8年5月22日(金) 午後5時まで

選定審査会（2次審査） （プレゼンテーション）	令和8年5月26日（火）以降
企画提案書の選定通知	令和8年6月中旬

(3) 実施要領（募集要項）等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月30日（木）まで

イ 配付場所

(1)の担当部署

※たつの市ホームページからもダウンロード可能

## 7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月23日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

6 (1) の担当部署

(3) 提出方法

質問事項、会社名、担当者氏名、連絡先を記載した質問書(様式は任意)を電子メールにより送付すること。

なお、質問書を送信した際には、必ず電話でその旨を6 (1) の担当部署に電話で連絡すること。

(4) 回答予定日

令和8年4月28日（火）

(5) 回答方法

質問に対する回答は、たつの市の公式ホームページに掲載する。なお、再質問は受け付けない。

(6) 注意事項

質問に対する回答をもって、実施要領、仕様書の追加又は修正があったものとみなす。

## 8 参加表明書の作成等

(1) 受付期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月30日（木）午後5時まで

（郵送の場合は提出期限内に必着）

(2) 提出場所

6 (1) の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

#### （4）提出書類及び部数

次のア～サの書類を作成し、各1部を提出すること。

（カ及びキについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとし、写しでも可とする。）

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

※公的資格の登録状況について、登録証明書の写しを提出すること。

ウ 業務実績調書（様式3）

※記載した業務実績について、契約書等の写しを提出すること。

エ 配置予定管理技術者調書（様式4）

※技術士、一級建築士等の資格を証明する書類の写しを提出すること。

オ 配置予定主任技術者調書（様式4-1）

※担当する業務ごとに提出すること。

※技術士、一級建築士等の資格を証明する書類の写しを提出すること。

カ 履歴事項全部証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ケ 委任状（様式6）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

コ 誓約書（様式7）

サ 役員等調書及び照会承諾書（様式8）

## 9 参加資格確認（1次審査）

8で提出された参加表明書をもとに参加資格の確認を行う。

### （1）参加資格確認結果（1次審査）の通知（様式9）

令和8年5月8日（金）に参加表明者全員に参加資格確認結果（1次審査）を通知する。

※1次審査を通過しなかった参加表明者は、通知を受けた翌日から起算して7日以内に書面（様式任意）により、市長に対してその理由の説明を求めることができる。

### （2）審査方法

参加表明書等の記載内容について書類審査を行い、採点結果上位3者程度を選定する。上位3者程度の選定に当たり、同点の者がある場合は、次の優先順位に基づき選

定する。

順位	選定基準
①	業務実績数が最も多い者（５参加資格（２）ア及びイの合計）
②	業務実績数のうち事業者選定アドバイザー業務の受注件数が最も多い者（５参加資格（２）イのみ）
③	管理技術者の事業者選定アドバイザー業務の実績数が最も多い者

(3) 参加表明者が１者のみ又はない場合の取扱い

ア 参加表明者がない場合は、本プロポーザルを中止する。

イ 参加表明者が１者の場合は、当該者について、参加資格の確認を行う。

(4) 評価項目・評価基準

参加表明書等の記載内容に関し、(別紙１－１)に掲げる評価項目等により審査を行う。

## 10 企画提案書等の作成

参加資格を有する旨の通知を受けた参加表明者は、企画提案書を本市に提出する。

(1) 受付期間

令和８年５月１２日（火）から令和８年５月２２日（金）午後５時まで

（郵送の場合は提出期限内に必着）

(2) 提出場所

６（１）の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例（平成１７年条例第２号）第２条に規定する市の休日）を除く午前８時３０分から午後５時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提案事業者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

提出書類は、企画提案書類等提出届（様式１０）及び見積書（様式任意・見積書の内訳書）以外は、提案事業者（企業名）を特定できる内容を記載しないこと。

ア 企画提案書類等提出届 １部（様式１０）

イ 実施体制表 ２０部（様式１１）

ウ 企画提案書 ２０部（様式１２、A４片面 計１０枚以内）

エ 見積書 １部（様式任意、各年度について、見積額及び見積額の内訳明細を記載すること）

(5) 企画提案について

企画提案に係るテーマは以下のとおりとし、その的確性、実現性等を評価する。

なお、企画提案書等の作成に当たっては、作成上留意する項目を参考に、本市の地

域特性や求める諸条件を十分に理解した上で、過去の実績等を含め、以下のテーマについて現実的な提案をすること。

### テーマ1 事業理解度、実施体制・全体スケジュール

基本構想を踏まえ、事業の目的・背景、地域課題をどのように理解しているかを明確に示すこと。

また、基本計画の策定、都市再生整備計画の策定及び事業者選定アドバイザー業務からなる複数業務を適切に達成するための実施・連携体制及び全体スケジュール等を提示すること。

#### 【留意する項目】

- 本事業の目的・背景の理解
- 地域課題の整理と事業の位置づけ
- 完成後の施設が地域にもたらす効果
- 独自の視点・価値創出の考え方
- 各業務の実施及び連携体制
- 全体スケジュール（各業務の実施及び完了時期が分かるもの）

### テーマ2 基本計画の策定支援業務に関する方針

基本計画の策定に当たり、調査・分析の方法、建物の整備方針、意思決定の過程や修正などの期間も考慮した業務スケジュールを示すこと。

また、複合施設としての相乗効果を生む空間構成やJR本竜野駅前のイメージを刷新し魅力向上につながる基本計画の考え方を示す資料を必ず添付すること。

さらに、賑わいの創出に資する民間商業店舗のテナント入居を想定し、実現性の高い業種及び運営形態を提案するためのヒアリング手法について提示すること。

#### 【留意する項目】

- 調査・分析の方法
- 複合施設の整備として配慮する点・要望整理の方法
- 民間商業施設のテナント入居に対するヒアリング手法
- 業務スケジュール（素案・案・意思決定・修正などの段階が分かるもの）

### テーマ3 都市再生整備計画（交付金事業）の策定支援業務に関する方針

国の都市構造再編集中支援事業の採択を受けるために必要となる都市再生整備計画の作成方針、交付金事業の要件整理、スケジュール管理の考え方を示すこと。なお、交付金事業は採択要件が例年変化するため、本要望申請時期（令和9年11月頃予定）に合わせた内容変更等についての方針も必ず記述すること。

#### 【留意する項目】

- 都市再生整備計画の作成方針
- 交付金要件（都市構造再編集中支援事業）の理解と対応方法
- スケジュール管理（国・県協議、申請時期等を踏まえたもの）
- 変更・追加要件への対応力

### テーマ4 本施設がまちの価値をどう高めようとしているのか、その考え方（独自提案）

本施設の目指す姿は、「たくさんの人々が集い、にぎわいが広がる施設」である。この施設が、まちの魅力や価値向上につながり、「住みたい」「訪れたい」と思えるまちづくりの核となるよう、本施設を拠点とした提案とすること。

また、テーマ3の事業採択を受けるためには、単なる施設整備を目的とするのではなく、周辺エリアや地域の将来像との関係性を踏まえ、まちの価値向上につながる事業とすることが必須となる。短期・集中による事業の実施によって、JR本竜野周辺地区の強みを生かし、整備事業が地域全体のまちづくりにどのように寄与するのか、提案者の独自の視点や創造的なアプローチを示すこと。

※参考イメージでもよいが、提案者の独自性やまちづくりの視点が把握できるレベルとする。

#### 【留意する事項】

- JR本竜野駅周辺地区の現状（課題、強みなど）
- 本施設が地域にもたらす効果（交流、賑わい、回遊性、地域活性化など）
- 周辺エリアとのつながり方（動線、景観、公共空間との連携など）
- 地域の将来像（ビジョン）との整合性
- まち全体の価値向上に向けた独自の提案
- 住民や施設利用者との関係性（利用促進、コミュニティ形成など）

## テーマ5 デザインビルド事業者選定アドバイザー業務に関する方針

DB方式による整備事業を実施する民間事業者を選定するためのアドバイザー業務について、基本的な考え方を示すこと。

### 【留意する事項】

- 実施方針の作成に関する考え方
- 民間事業者の創意工夫を引き出す要求水準書の作成に関する考え方
- 審査委員会等の運営補助の進め方
- 業務スケジュール（仕様書に示す書類作成から契約締結まで）
- 行政との役割分担の考え方

※発注方式の詳細検討や複数方式の比較検討は不要とする。

### (6) 提出書類に関する事項

- ア 用紙は、テーマごとにA4判で2枚以内（片面）とすること。
- イ レイアウト、構成、図表の配置等は提案者の裁量とし、A4判サイズで視認性を確保した視覚的に分かりやすい資料とすること。
- ウ 提出部数の総数は20部とするが、その内の1部については、ホチキス止め、インデックス等による装飾のないものとする。

## 1.1 企画提案書の評価及び評価基準（2次審査）

10で提出された企画提案書をもとにたつの市中心市街地複合施設整備事業アドバイザー業務等委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査を行う。

### (1) 審査方法

審査委員会を開催し、実施体制表及び企画提案書による書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、総合的に評価する。

### (2) プレゼンテーション実施日

令和8年5月26日以降

※実施の日時・場所については、1次審査の結果と併せて通知する。

### (3) プレゼンテーション実施方法

- ア プレゼンテーションの時間は、提案事業者説明30分以内、質疑10分程度とする。
- イ 提案事業者側のプレゼンテーションへの出席者は、5名以内とする。ただし、配置予定管理技術者は必ず出席すること。
- ウ プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受け付けた順とする。
- エ プレゼンテーションの実施に当たり、備品等を使用する場合は、事前に6(1)の担当部署に連絡することとし、備品等はすべて参加者が用意すること。（プロ

ジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは、市で用意するが、パソコンは持参すること。）

オ プレゼンテーションに参加しなかった者は、受託候補者となる意思がないものとして、辞退したものとみなす。

カ プレゼンテーションに遅刻した場合は、審査の対象としない。

#### (4) 評価項目・評価基準

企画提案書等の記載内容に関し、(別紙1-2)に掲げる評価項目等により審査を行う。

#### (5) 受託候補者の決定

ア 審査委員会委員の評価点(各200点満点)の合計得点が満点の6割以上である者を対象とし、合計得点の高い順に順位を付す。合計得点が同一の場合は、業務見積金額の総額が最も低い者を受託候補者とし、業務見積金額も同額である場合は、くじ引きにより決める。

イ 順位が1位の提案事業者を優先交渉権者、2位の提案事業者を次点交渉権者とする。ただし、評価内容から本業務の遂行が困難であると審査委員会が判断した提案事業者については、次点交渉権者とししない。

ウ 提案事業者が1者のみであっても、参加資格要件を満たしていれば審査の対象とし、合計得点が満点の6割以上の場合には優先交渉権者として取り扱うこととする。また、この場合であっても、審査委員会において受託候補者として不適当と判断されたときは、優先交渉権者とししないことがある。

#### (6) 審査結果の通知

令和8年6月中旬に提案事業者全員に審査結果(2次審査)(様式13)を通知する。なお、受託候補者に対する採用通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、市と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

#### (7) 審査結果の公表

審査結果については、提案事業者数、審査結果、評価点について、たつの市ホームページに公表する。ただし、公表に当たっては、選定されなかった提案事業者と評価点が結びつかないよう個別具体的に対応する。

#### (8) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面(様式任意)により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 6 (1) の担当部署

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

## 1.2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積書を徴取の上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%以上とする。

## 1.3 失格条件

本プロポーザルに参加する者は、本プロポーザルについての公募開始日から本業務委託に係る契約を締結する日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 5の参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(4) 3の見積限度額を超えた見積書を提出した場合

(5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(6) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(7) 企画提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合

(8) たつの市において指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けた場合

(9) その他市の指示に違反する場合

## 1.4 その他の留意事項

(1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。

(2) 参加表明書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加表明者又は提案事業者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案事業書は返却しない。

(5) 提出された企画提案書類の著作権は、その提案事業者に帰属することとする。

- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加表明者又は提案事業者が負うものとする。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外に参加表明者又は提案事業者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 参加表明者又は提案事業者は、複数の参加表明書及び企画提案書を提出することはできない。
- (9) 提出期限以降に参加表明書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (11) 参加表明書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を6（1）の担当部署に持参又は郵送により提出すること。
- (12) 参加表明者又は提案事業者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映し、たつの市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、たつの市は契約を解除できるものとする。この場合、たつの市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加表明者又は提案事業者に対してたつの市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加表明者又は提案事業者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

(別紙1-1)

## 評価項目（1次審査）

No	評価項目	主な評価基準	配点
1	経営規模	資本金を評価する。	3
2	業務実績	基本計画又は基本設計業務の実績を評価する。	3
3		事業者選定アドバイザー業務の実績を評価する。	3
4	管理技術者の技術力	管理技術者の業務実績及び経験年数から専門性を評価する。	6
(A) 小 計			15

(別紙1-2)

## 評価項目（2次審査）

No	評価項目	主な評価基準	配点
1	事業理解度、実施体制・全体スケジュール	事業の目的・背景、地域課題を的確に理解し、複数業務を適切に達成できる体制及びスケジュールになっているか。	15
2	基本計画策定支援業務に関する方針	基本計画の考え方に一貫性があり、複合施設としての相乗効果を生む計画になっているか。	30
3	都市再生整備計画の策定支援業務に関する方針	交付金事業の要件を理解した計画作成やスケジュール管理を行い、採択要件の変更にも対応できる計画になっているか。	15
4	本施設が、まちの価値をどう高めようとしているのか、その考え方	本施設が地域にもたらす効果やJR本竜野駅周辺地区の強みを把握し、独自の視点や創造的なアプローチによって、まちの価値向上に対して広がりのある提案になっているか。	20
5	事業者選定アドバイザー業務に関する方針	DB方式による事業者選定に対して、実施方針や要求水準書等の作成を含む支援方針が適切で、行政との役割分担を踏まえた実効性のある支援が示されているか。	25
6	価格点	見積額が他の提案者と比較して適正かつ競争力のある水準であるかを、最低価格を基準とした按分方式により評価する。 【価格点算定方法】（小数点第1位を四捨五入） 価格点 = (最低価格 ÷ 当該提案者の価格) × 80 点 ※見積額は税込価格とする。	80
(B) 小 計			185
合 計 (A) + (B)			200

